（継続契約に係る割合の変更）

第七十一条　法第百二十四条の二第三項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　法第百二十一条第一項の単位当たり共済価額又は法第百二十二条第二項の基準共済掛金率の引上げにより共済契約者の負担が著しく増大する場合

2　（略）

（継続申込特約に関する規定の準用）

第八十一条　第五十四条の四、第五十四条の五及び第七十一条の規定は、漁業施設共済の共済契約について準用する。この場合において、第五十四条の四中「金額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、純共済掛金に相当する部分の金額）」とあるのは「金額」と、第七十一条第一項第一号中「の共済金額が法第百二十条第二項の農林水産大臣が定める共済金額の」とあるのは「に係る法第百三十一条第一項の割合が同条第二項の農林水産大臣が定める」と、同項第二号中「第百二十一条第一項の単位当たり共済価額又は法第百二十二条第二項の基準共済掛金率」とあるのは「第百三十三条第二項の規定により農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率」と、同条第二項第一号中「第百二十条第二項」とあるのは「第百三十一条第二項」と、「共済金額の最高限度の」とあるのは「最高限度の共済価額に対する」と読み替えるものとする。

（共済掛金に係る補助を受ける漁業の規模等）

第八十二条　令第二十五条第一項第二号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の単位漁場区域内において営まれる令第十三条第一号から第四十号までに掲げる養殖業とする。

2　令第二十五条第一項第三号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の事業場内において営まれるうなぎ養殖業とする。

第八十九条　令第二十四条の二第一項並びに第二十五条第一項第二号及び第四号並びに第二項第四号のいかだ（はえ縄式養殖施設その他いかだに代えて供用する養殖施設を含む。以下「いかだ等」という。）の共済責任期間中の最高の台数は、当該いかだ等の次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる面積又は長さのいかだ等をいかだの単位とし、かつ、いかだ等の台数がその面積又は長さに比例するものとして換算して算定するものとする。

区分	面積又は長さ
（略）	（略）

2　（略）

3　令第二十五条第一項第四号の網ひびの共済責任期間中における最高の柵数は、その面積が二十二平方メートルの網ひびを単位とし、かつ、網ひびの柵数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

4　令第二十五条第一項第四号の養殖池の共済責任期間中における最高の面数は、その面積が千平方メートルの養殖池を単位とし、かつ、養殖池の面数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

（継続契約に係る割合の変更）

第七十一条　法第百二十四条の二第三項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　法第百二十二条第二項の基準共済掛金率の引上げにより共済契約者の負担が著しく増大する場合

2　（略）

（継続申込特約に関する規定の準用）

第八十一条　第五十四条の四、第五十四条の五及び第七十一条の規定は、漁業施設共済の共済契約について準用する。この場合において、第五十四条の四中「金額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、純共済掛金に相当する部分の金額）」とあるのは「金額」と、第七十一条第一項第一号中「の共済金額が法第百二十条第二項の農林水産大臣が定める共済金額の」とあるのは「に係る法第百三十一条第一項の割合が同条第二項の農林水産大臣が定める」と、同項第二号中「第百二十二条第二項の基準共済掛金率」とあるのは「第百三十三条第二項の規定により農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率」と、同条第二項第一号中「第百二十条第二項」とあるのは「第百三十一条第二項」と、「共済金額の最高限度の共済価額に対する」とあるのは「最高限度の」と読み替えるものとする。

（共済掛金に係る補助を受ける漁業の規模等）

第八十二条　令第二十五条第一項第二号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の単位漁場区域内において営まれる令第十三条各号に掲げる養殖業とする。

（新設）

第八十九条　令第二十四条の二第一項並びに第二十五条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号のいかだ（はえ縄式養殖施設その他いかだに代えて供用する養殖施設を含む。以下「いかだ等」という。）の共済責任期間中の最高の台数は、当該いかだ等の次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる面積又は長さのいかだ等をいかだの単位とし、かつ、いかだ等の台数がその面積又は長さに比例するものとして換算して算定するものとする。

区分	面積又は長さ
（略）	（略）

2　（略）

3　令第二十五条第一項第三号の網ひびの共済責任期間中における最高のさく数は、その面積が二十二平方メートルの網ひびを単位とし、かつ、網ひびのさく数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

4　令第二十五条第一項第三号の養殖池の共済責任期間中における最高の面数は、その面積が千平方メートルの養殖池を単位とし、かつ、養殖池の面数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

附　則

この省令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。